

令和5年2月15日

郡市区等医師会 様

大阪府医師会  
(公印省略)

文部科学省発出「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」の送付について

日頃は本会の学校保健事業にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

平素、本会学校保健事業に関し、種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、日本医師会より標記の件について通知がありました。

内容は1月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が決定され<sup>※1</sup>、2月10日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定（以下、単に「2月10日政府対策本部決定」と称す）されました<sup>※2</sup>。

2月10日政府対策本部決定で、4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の考え方を示すとされるとともに、基本的対処方針にも盛り込まれております。

以上を踏まえ、文部科学省において卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な方針として、「卒業式におけるマスクの取扱い等について<sup>※3</sup>」が示されました。

本件に関し、この度、添付のとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より日本医師会を通じて本会に対し情報提供と会員への周知方依頼がありました。

つきましては、貴会でもご了知いただくとともに、会員への周知方、よろしく願います。

なお、学校におけるマスク着用の考え方の見直しについては、令和5年4月1日から適用するとされているため、令和5年3月31日までの年度内における卒業式以外の学校教育活動においては、従来どおり、メリハリのあるマスクの着用を求めているとのことを申し添えます。

<sup>※1</sup>：令和5年1月31日付地域医療1課発出、<sup>※2</sup>：令和5年2月13日付 地域医療1課発出を各参照ください。

<sup>※3</sup>卒業式におけるマスクの取扱い等について（添付文書の別添）の主な点

- 児童生徒および教職員については、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
- 来賓・保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要。
- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒によるいわゆる「呼びかけ」を実施する時はマスクの着用など一定の感染症対策を講じたうえで実施。
- 児童生徒に対し、学校や教職員がマスクの着脱を強いることがないようにすること。

(事務局：地域医療1課 湯口・深山)

TEL：06-6763-7012 FAX：06-6766-2875

E-MAIL：k-yuguchi@po.osaka.med.or.jp